

典馬聞之陽。患其腹退而在後。遂逃入國。說其所語。

〔日本書紀二十四〕三年正月乙亥。以中臣鎌子連。拜神祇伯。再三固辭不就。稱疾。退居三島。

〔台記〕久安六年十二月七日己酉。還來。復命承由。余稱疾。不謁資長。使皇后宮亮顯憲朝臣冠衣傳云々。

〔太平記七〕新田義貞賜給旨事

此中ニ一人暫ノ暇ヲ給候ヘ、令旨護ヲ申出テ、進セ候ハント申テ、残り十人ヲバ留置、一人宮ノ

御方ヘトテゾ參ケル、今ヤト相待處ニ、一日有テ令旨ヲ捧テ來レリ、開テ是ヲ見ニ、令旨ニハ

アラデ給旨ノ文章ニ書レタリ、中繪旨ノ文章、家ノ眉目ニ備ツベキ繪言ナレバ、義貞不斜悅テ、

其翌日ヨリ虛病シテ、急ギ本國ヘゾ被下ケル。

〔源氏物語四〕この五六日こ、にははべれど、ばうざのこを思たまへ、あつかひはべるほどに、と

なりのこととはえ聞侍らすなど、はしたなげにきこゆれば、にくしとこそおもひたれな。

〔日本書紀二十九〕八年十月、是月勅曰、凡諸僧尼者、常住寺内、以護三寶、然或及老或患病、其永臥陝房、

久苦老病者、進止不便、淨地亦穢、是以自今以後、各就親族及篤信者、而立一二舍屋于間處、老者養身、

病者服藥。

〔古事談三〕此御室師明親王世間ニ疾病蜂起之時者、私出御在所、只一人御棚菓子ナドヲ御懷

中ニ令取入給テ、大垣邊之病者ニ次第給之、眞言ヲ誦掛テ令過給ケレバ、病者立得減、皆以尋常云

云、令還入御所之時ハ、駕玉輿、天童等多御共ニテ令入給之由有奉見之人云々。

〔太平記五〕大塔宮熊野落事

宮護病者ノ伏タル所ヘ、御入在テ御加持アリ、千手陀羅尼ヲ二三反、高ラカニ被遊テ、御念珠ヲ

押揉セ給ケレバ、病者自口走テ、様々ノ事ヲ云ケル、誠ニ明王ノ縛ニ被掛タル體ニテ、足手ヲ縮テ

戰キ、五體ニ汗ヲ流シテ、物怪則立去ヌレバ、病者忽ニ平癒ス。